

W I C O M通信網サービス契約約款

ワイコム株式会社

目次

第1章 総則	3
第1条 (約款の適用)	3
第2条 (約款の変更)	3
第3条 (用語の定義)	3
第2章 W I C O M通信網サービスの種類	3
第4条 (W I C O M通信網サービスの種類)	3
第4条の2 (W I C O M通信網サービスの区分等)	4
第5条 (提供区域)	4
第3章 契約	4
第6条 (契約の単位)	4
第7条 (契約申込及び利用申込の方法)	4
第8条 (契約申込の承諾)	4
第9条 (最低契約期間及び最低利用期間)	4
第10条 (変更の届出)	4
第11条 (契約者の請求に基づく利用の一時中断)	4
第12条 (譲渡の禁止)	4
第13条 (契約者の地位の承継)	4
第14条 (契約者が行う契約の解除)	4
第15条 (当社が行う契約の解除)	5
第16条 (その他の提供条件)	5
第16条の2 (付加機能の提供)	5
第16条の3 (付加機能の廃止)	5
第4章 利用中止等	5
第17条 (利用中止)	5
第18条 (当社が行う利用の中断)	5
第19条 (利用停止)	5
第5章 通信	6
第20条 (通信利用の制限)	6
第21条 (利用者回線等による制約)	6
第21条の2 (料金適用上必要な事項の測定等)	6
第6章 料金等	6
第1節 料金	6
第22条 (料金及び工事に関する費用)	6
第2節 料金等の支払義務	7
第23条 (利用料金の支払義務)	7
第24条 (工事費等の支払義務)	7
第3節 料金等の計算及び支払い	7
第25条 (料金の計算方法等)	7
第4節 割増金及び延滞利息	7
第26条 (割増金)	7
第27条 (延滞利息)	7
第7章 保守	7
第28条 (契約者の維持責任)	7
第29条 (契約者の切分責任)	8
第30条 (修理又は復旧の順位)	8
第8章 損害賠償	8
第31条 (責任の制限)	8
第32条 (免責)	8
第9章 雑則	9
第33条 (承諾の限界)	9
第34条 (利用に係わる契約者の義務)	9
第35条 (技術的事項及び技術資料の閲覧)	9
第36条 (その他の提供条件)	9
第37条 (法令に規定する事項)	9
第38条 (秘密保持及び個人情報の保護)	9
第39条 (合意管轄及び準拠法)	10
第40条 (閲覧)	10
附則	11

別記	1 2
一. 義務・規定	1 2
1. 義務・規定（契約者との契約規定）	1 2
二. 法令に定めがある事項	1 2
2. 自営端末設備の接続	1 2
3. 自営端末設備に異常がある場合等の検査	1 2
4. 自営電気通信設備の接続	1 2
5. 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	1 3
6. 当社の維持責任	1 3
三. 新聞社等の基準	1 3
7. 新聞社等の基準	1 3
四. 通信に係わる事項	1 3
8. インタフェース	1 3

W I C O M通信網サービス契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 ワイコム株式会社(以下「当社」といいます。)は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)に基づき、登録電気通信事業者(事業法第9条の登録を受けた者をいいます。以下同じとします。)又は届出電気通信事業者(事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。)(以下「電気通信事業者」といいます。)に対するW I C O M通信網サービスに関する契約約款(料金表を含みます。以下「約款」といいます。)を定め、W I C O M通信網サービス(以下「当サービス」といいます。)を提供します。

2 当社が別途定める諸規定は、それぞれこの約款の一部を構成するものとします。

(約款の変更)

第2条 当社は、契約者の承諾を得ることなく、この約款を変更することがあります。この場合には、条件等は変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
- (2) 電気通信サービス 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
- (3) W I C O M通信網 主としてデータ通信の用に供することを目的として、レイヤ2レベルでスイッチング処理を行ないMACフレームの伝送交換を行うための電気通信回線設備及びインターネットプロトコルにより符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及び、これと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
- (4) W I C O M通信網サービス W I C O M通信網を使用して行う電気通信サービス
- (5) W I C O M通信網サービス取扱所
 - ア W I C O M通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所
 - イ 当社の委託によりW I C O M通信網サービスに関する契約事務を行う者の事業所
- (6) W I C O M通信網サービス契約 当社からW I C O M通信網サービスの提供を受けるための契約
- (7) 申込者 当社にW I C O M通信網サービス契約の申込をした者
- (8) 契約者 当社とW I C O M通信網サービス契約を締結している、電気通信事業者
- (9) 利用者 契約者が契約したW I C O M通信網サービスに係わる通信を行なっているもの
 - (9の2) 契約者等 契約者又は利用者
- (10) 利用者識別符号 利用者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、W I C O M通信網サービス契約に基づいて当社が契約者に割り当てるもの
 - (10の2) 暗証符号 当社が利用者識別符号と組み合わせ、その利用者を認証するための英字及び数字の組み合わせであって、W I C O M通信網サービス契約に基づいて当社が契約者に割り当てるもの
 - (10の3) 利用者識別符号等 利用者識別符号及び暗証符号
- (11) 無線基地局設備 当社の電気通信設備と、利用者端末設備又は自営端末設備との間で電波を送受するための設備
 - (11の2) 基地局 無線基地局設備を設置し、利用者回線を収容するW I C O M通信網サービス取扱局
 - (11の3) 主基地局 複数の基地局を相互に接続し集約する基地局
- (12) 利用者回線 W I C O M通信網サービス契約に基づいて、無線基地局設備と利用者端末設備又は自営端末設備が通信する電気通信回線
- (13) 相互接続点 当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定(当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
- (14) 利用者端末設備 当社所有又は当社がリース会社とリース契約を行ない、設置又は貸出した端末設備
- (15) 自営端末設備 契約者等が購入し設置する端末設備
- (16) 接続端末 利用者端末設備又は自営端末設備にて、利用者回線を使用する端末
- (17) 自営電気通信設備 登録電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
- (18) 利用者管理装置 利用者識別符号等にて認証を行う装置
- (19) 技術基準等 端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)及び端末設備等の接続の技術的条件
- (20) 消費税相当額 消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
- (21) 料金等 W I C O M通信網サービスに関する料金、その他の契約者が負担する債務及びこれにかかる消費税相当額

第2章 W I C O M通信網サービスの種類

(W I C O M通信網サービスの種類)

第4条 W I C O M通信網サービスには、次の種類があります

- (1) W I C O M通信網2.4GHz帯サービス 2.4GHz帯無線の利用者回線を使用して、W I C O M通信網に接続し提供するサービス。利用者識別符号を用いて利用者管理装置による認証機能を利用することにより、データ転送サービス

が可能なものと、レイヤ3レベルでインターネットプロトコルを用いて伝送交換を行ないデータ転送サービスが可能なものです。

- (2) W I C O M通信網5 G H z帯サービス 5 G H z帯無線の利用者回線を使用して、W I C O M通信網に接続し提供するサービス。利用者識別符号を用いて利用者管理装置による認証機能を利用することにより、データ転送サービスが可能です。

(W I C O M通信網サービスの区分等)

第4条の2 W I C O M通信網サービスには、料金表に規定する区分、種別及び、コースがあります。

(提供区域)

第5条 当社は、当社が指定するW I C O M通信網サービス取扱所及びW E Bサイトにおいて、提供区域の無線基地局設備所在場所等を閲覧に供します。なお、当社が設置する無線基地局設備から電波が届く範囲とします。

第3章 契約

(契約の単位)

第6条 当社は、契約者がサービスを行うサービス契約約款毎に、包括して1つの当サービス契約を締結します。この場合、契約者は、利用者回線ごとに1利用者識別符号を用いて1利用者に限ります。

(契約申込及び利用者申込の方法)

第7条 当サービス契約の申込をするときは、当社所定の契約申込書又は利用者申込書を、当社所定の方法により当社若しくはW I C O M通信網サービス取扱所に提出していただきます。

(契約申込の承諾)

第8条 当サービス契約は、第7条に定める申込を当社が承諾したときに成立します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込を承諾しないことがあります。

- (1) 当サービスを提供することが技術上著しく困難なとき
- (2) 当サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕がない場合
- (3) 当サービスの料金等の支払を怠り、又は怠るおそれがある場合
- (4) 当サービス契約の申込又は、利用者申込時に虚偽の内容を記載した契約申込書又は、利用者申込書を提出したとき
- (5) 当サービス契約の申込者が、第19条(利用の停止)第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、当サービスの利用を停止されている、又は当サービス契約の解除を受けたことがあるとき
- (6) その他当サービスに係わる業務の遂行上著しい支障があるとき

(最低契約期間及び最低利用期間)

第9条 当サービスの最低契約期間は、契約開始日から起算して1年間とします。また、当サービスの利用者回線の最低利用期間は利用可能日若しくは利用可能時間より起算して1年間、時限利用の場合は、あらかじめ定められた利用時限時間、長期継続利用3年の場合は3年間、長期継続利用6年の場合は6年間とします。

2 契約者は、前項の最低利用期間内に当サービス利用者回線の解除若しくは停止(当社が別に定める理由によるものを除きます。)があった場合は、当社が定める期日までに、料金表に規定する額を支払っていただきます。

(変更の届出)

第10条 契約者は、契約申込内容若しくは利用者申込内容に変更があった場合は、速やかにその旨を当社所定の方法により届け出ていただきます。

2 前項の届出があったときは、当社は第8条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者の請求に基づく利用の一時中断)

第11条 当社は、契約者から請求があったときは、当サービスの利用の一時中断(その回線収容部を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行ないます。

(譲渡の禁止)

第12条 契約者は、当サービス契約に基づく当サービスの提供を受ける権利を譲渡することはできません。

(契約者の地位の承継)

第13条 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添付して届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を継承したものが2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継したもののうち1人を代表者として取り扱うことができるものとします。

(契約者が行う契約の解除)

第14条 契約者は、当サービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社若しくはW I C O M通信網サービス取扱所に書面により通知していただきます。

2 契約者は、当サービスを解除したときは、当社所定の方法により利用者端末設備を当社へ返還していただきます。

(当社が行う契約の解除)

- 第15条 当社は、第19条(利用の停止)第1項の規定により、当サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その当サービス契約又は利用者回線を解除することがあります。
- 2 当社は、契約者が第19条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、当サービスの利用停止をしないでその当サービス契約又は利用者回線を解除することがあります。
- 3 当社は、第18条(当社が行う利用の中断)の規定により当サービスの利用を中断された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その当サービス契約を解除する場合があります。
- 4 当社は、前3項のいずれかの規定により、その当サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、当社の責めに帰すべからざる理由により、契約者があらかじめ指定した連絡先に当社が通知できない場合はこの限りではありません。

(その他の提供条件)

第16条 当サービス契約に関するその他の提供条件については、別に定めるところによります。

(付加機能の提供)

第16条の2 当社は、契約者から請求があったときは、第8条(契約申込の承諾)の規定に準じて付加機能を提供します。

(付加機能の廃止)

第16条の3 当社は、次の場合には、付加機能を廃止します。

- (1) 第15条(当社が行う契約の解除)に該当したとき
- (2) その付加機能の提供を受けている契約者からの廃止の申出があったとき

第4章 第4章 利用中止等

(利用中止)

第17条 当社は、次の場合には当サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 第20条(通信利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき
 - (2) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
 - (3) 当社が設置する電気通信設備の障害が生じたとき
- 2 当社は、前項の規定により当サービスの利用を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、第1項による当サービスの利用の中止につき、何ら責任を負うものではありません。

(当社が行う利用の中断)

- 第18条 当社は、契約者が、第10条(変更の届出)若しくは第13条(契約者の地位の承継)の手続きを当社が指定する期日までに行わなかった場合には、3ヶ月以内で当社が定める期間又はその事実が解消されるまでの間、その当サービスの利用を中断することがあります。
- 2 当社は、前項の規定により当サービスの利用を中断するときは、あらかじめそのことをその契約者にお知らせします。ただし、当社の責めに帰すべからざる理由により、契約者があらかじめ指定した連絡先に当社が通知できない場合はこの限りではありません。

(利用停止)

- 第19条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(その当サービスに関する料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなった当サービスに関する料金若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、その当サービス又は利用者回線の利用を停止することがあります。
- (1) 当サービスに関する料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
 - (2) 当サービス契約の申込又は、利用者申込時に虚偽の事項を提出したことが判明したとき
 - (3) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他の当サービスに係る料金その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払いがないとき
 - (4) 第34条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき
 - (5) 利用者回線に、利用者端末設備、自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき
 - (6) 利用者回線に接続されている端末設備、自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない端末設備、自営端末設備若しくは自営電気通信設備を利用者回線から取りはずさなかったとき。
 - (7) 前6号のほか、この約款の規定に反する行為であって、当サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備若しくはW I C O M通信網に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により当サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をその契約者に通知します。ただし、当社の責めに帰すべからざる理由により、契約者があらかじめ指定した連絡先に当社が通知できない場合はこの限りではありません。
- 3 当社は、当社と複数の当サービス契約を締結している契約者が、そのいずれかの契約において利用に係る契約者の義務規定に違反したときは、その全ての当サービス契約に係る当サービスの利用を停止することがあります。なお、本項の利用停止については、前2項の規定に準じて取り扱います。

第5章 通信

(通信利用の制限)

第20条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る利用者回線以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

- (1) 気象機関
- (2) 水防機関
- (3) 消防機関
- (4) 災害救助機関
- (5) 警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
- (6) 防衛機関
- (7) 輸送の確保に直接関係がある機関
- (8) 通信の確保に直接関係がある機関
- (9) 電力の供給の確保に直接関係がある機関
- (10) 水道の供給の確保に直接関係がある機関
- (11) ガスの供給の確保に直接関係がある機関
- (12) 選挙管理機関
- (13) 別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
- (14) 預貯金業務を行う金融機関
- (15) 国又は地方公共団体の機関

2 契約者は、次の場合には当サービスを利用できないことがあります。

- (1) 通信が著しくふくそうしたとき
- (2) 当社があらかじめ設定した1利用者識別符号を用いて、1利用者回線の数を超えて複数の通信が同時に行なわれるとき。
又は、利用者申込内容の接続端末数を超えて通信が行われたとき

3 当社は、利用者が一定時間通信を行わないときには、その接続を切断することがあります

4 利用者が、1利用者回線において電気通信設備若しくはW I C O M通信網に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき、通信利用の伝送速度制限若しくはその通信を切断することがあります

(利用者回線等による制約)

第21条 契約者は、当サービスの契約約款の定めるところにより、利用者回線等を使用することができない場合においては、当サービスを利用することはできません。

2 前項に規定する他、利用者回線等の無線基地局設備からの距離若しくは電波の状況により、利用者回線から行う通信について伝送速度の低下、伝送速度の変動若しくは符号誤りが発生し、当サービスを全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同等程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）となることがあります。次の場合においても当サービスを利用できない状態となることがあります。

- (1) 当社又は当社以外の電気通信サービスに係る電気通信設備からの信号の漏洩又は電子レンジなどの電気製品や特殊医療機器等からの電磁波などの発生及び遮蔽物等により、電波障害、電波干渉が発生した場合、当サービスを一時的に利用できない区域となることがあります。
- (2) 提供区域によっては、当サービスを利用できない時間帯があります。
- (3) 当社は、都合により、事前の通知なく無線基地局設備の全部又は一部を移設、増設又は減設することがあります。
- (4) 当社は、技術上その他のやむを得ない理由により無線基地局設備の点検・移設等を行うことがあります。この場合、提供区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

3 当社は、無線区間（利用者回線に係わるものに限ります。）において、ESSID（SSID）及びWEPキー又はIEEE802.1xを利用してセキュリティを確保します。ただし、これによりセキュリティを完全に確保することを当社が保証するものではありません。

(料金適用上必要な事項の測定等)

第21条の2 当社は、利用者が、利用者回線から利用者識別符号等により識別した時刻から、通信終了の信号を受け、又はその通信をできない状態にした時刻までを経過時間とし、当社の機器により測定するものとします。

第6章 料金等

第1節 料金

(料金及び工事に関する費用)

第22条 当サービスの利用料金は、別記料金表に規定するものとします。

2 当サービスの手続に関する費用及び工事に関する費用（以下「工事費等」といいます。）は、別記料金表に規定するものとします。

3 契約者が当社に対して支払うべき利用料金及び工事費等については、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等に支払っていただきます。

第2節 料金等の支払義務

(利用料金の支払義務)

第23条 契約者は、その契約に基づいて当社が当サービスの提供を開始した日から起算して、当サービス契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合には、1日間とします。）について、料金表に規定する利用料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により当サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します

(3) 前各号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、当サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します

区 分	支払いを要しない料金
1. 契約者の責めによらない理由により、その当サービスを提供区域において全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（2欄又は3欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその当サービスについての利用料金
2. 当社の故意又は重大な過失によりその当サービスを全ての提供区域において全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその当サービスについての利用料金
3. 当社が利用の中断をしたとき	ア. イ以外の場合利用の中断をした日から起算し、再び利用できる状態とした日までの料金日数に対応するその当サービスについての利用料金 イ. 第14条（契約者が行う契約の解除）又は第15条（当社が行う契約の解除）の規定による契約の解除があった場合、利用の中断をした日から起算し、契約の解除を行った日までの料金日数に対応するその当サービスについての利用料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(工事費等の支払義務)

第24条 契約者は、料金表に定める手続又は料金表に定める工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは料金表に規定する、契約料及び工事費等の支払いを要します。

2 前項の規定にもかかわらず、関連する手続及び工事の着手前に、その利用者回線の解除があった場合はこの限りではありません。この場合、料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

3 工事の着手後完了前に解除などがあった場合は、前項の規定にもかかわらず、契約者はその工事に関して解除などがあったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金等の計算及び支払い

(料金の計算方法等)

第25条 料金の計算方法並びに利用料金及び工事費等の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第26条 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第27条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第7章 保守

(契約者の維持責任)

第28条 契約者及び利用者は、利用者端末設備、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

- 第29条 契約者は、当サービスを利用することができなくなったときは、利用者回線に係る利用者端末設備、自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
- 2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、当社が指定するW I C O M通信網サービス取扱所において試験を行ない、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社が設置した利用者端末設備又は電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第30条 当社は、当社の設置した利用者端末設備又は電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第20条(通信利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその利用者端末設備又は電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の利用者端末設備又は電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま

順位	修理又は復旧する利用者端末設備及び電気通信設備
1	気象機関に設置若しくは契約に係わるもの 水防機関に設置若しくは契約に係わるもの 消防機関に設置若しくは契約に係わるもの 災害救助機関に設置若しくは契約に係わるもの 警察機関に設置若しくは契約に係わるもの 防衛機関に設置若しくは契約に係わるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置若しくは契約に係わるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置若しくは契約に係わるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置若しくは契約に係わるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置若しくは契約に係わるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置若しくは契約に係わるもの 選挙管理機関に設置若しくは契約に係わるもの 別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置若しくは契約に係わるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置若しくは契約に係わるもの 国又は地方公共団体の機関に設置若しくは契約に係わるもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第8章 損害賠償

(責任の制限)

- 第31条 当社は、当サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その当サービスが全ての提供区域において全く利用できない状態(その当サービス契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、当サービスが全ての提供区域において全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限りま

(免責)

- 第32条 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
- 2 天災、事変その他の不可抗力により、当サービスを提供できなかったときは、当社は、一切その責を負わないものとします。
- 3 当社は、契約者及び利用者が当サービスを利用することにより得た情報など(コンピュータプログラムを含みます。)について何らの保証責任も負わないものとします。また、これらの情報等に起因して生じた一切の損害等に対しても、何らの責任を負わないものとします。
- 4 契約者は、当サービスの利用に関連し、他の契約者又は第三者に対して損害を与えたものとして、当該契約者又は第三者から何らかの請求がなされ、又は訴訟が提起された場合、当該契約者は、自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。
- 5 当社は、当サービスの内容をあらかじめ通知することにより適宜変更し、又は廃止することができます。但し、法令、公的機関からの要請等に基づく変更又は廃止については直ちにできるものとします。それらの場合でも契約者は当社に対して損害賠償の請求をしないものとします。
- 6 当社は、当サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者若しくは利用者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

第9章 雑則

(承諾の限界)

第33条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがある等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係わる契約者の義務)

第34条 契約者若しくは利用者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が当サービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは破損し、又はその設備に線状その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は利用者端末設備、自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 故意に利用者端末設備、自営端末設備若しくは自営電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様で当サービスを利用しないこと。なお、別に定める義務・規定に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。
- 2 契約者若しくは利用者は、前項の規定に違反して利用者端末設備、自営端末設備若しくは自営電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 3 契約者及び利用者は、当社からの機器等の設定情報を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせはなりません。
- 4 当サービスの取扱いに関しては、外国の法令、国内外の電気通信事業者等が定める契約約款等により制限されることがあります。
- 5 契約者若しくは利用者が、国内外の他の通信網を経由して通信を行う場合、契約者は、経由するすべての国の法令等、通信事業者の契約約款及びすべての通信網の規則に従うものとします。
- 6 契約者若しくは利用者は、当社又は当社が委託する者が実施する当サービスに関する調査に協力するものとします。

(技術的事項及び技術資料の閲覧)

第35条 当社は、当社が指定する当社の事業所において、当サービスにおける基本的な技術的事項及び当サービスを利用するうえで参考となる技術資料を閲覧に供します。

(その他の提供条件)

第36条

- (1) 注意事項 契約者がW I C O M通信網を使用して電気通信サービスを提供する利用者について、その提供区域に係る場所の円滑な運営又は管理等に支障をきたさないよう、当該提供区域の管理者（その場所の運営又は管理等を行う者をいいます。）の指示に従っていただきます。
- (2) 端末設備の電源の確保 利用者は、利用者端末設備又は自営端末設備に必要な電源設備を自ら用意していただきます。
- (3) 広告情報の提供に係る同意 契約者は、当社が契約者に対して広告情報等を電子的手段により提供することに同意していただきます。
- (4) 利用者端末設備の保証 当社は、利用者端末設備の引渡時において、端末設備利用者が利用者端末設備をその目的に従った利用をした場合に、利用者端末設備が正常に機能することを保証します。
 - 2 端末設備利用者が利用者端末設備の引渡しを受け、サービス利用開始若しくはサービスに係る工事が完了した日から起算して7日以内に当社に対して利用者端末設備の不具合の通知をしなかった場合は、当該利用者端末設備の不具合はなかったものとみなします。
- (5) 利用者端末設備の修理、交換 当社は、端末設備利用者が、利用者端末設備をその目的に従った使用をしているにもかかわらず、端末設備利用者の責めに帰さない事由により当該利用者端末設備が故障した場合は、当社の負担により、当該利用者端末設備の修理若しくは交換を行いません。
 - 2 前項にかかわらず、端末設備利用者の責めに帰すべき事由により利用者端末設備が故障した場合は、端末設備利用者の負担により、当該利用者端末設備の修理若しくは交換を行っていただきます。
 - 3 当社は、利用者端末設備の不具合等により端末設備利用者に生じる一切の損害について免責されるものとします。
- (6) 利用者端末設備の返還義務 利用者が当サービスの利用を中止若しくは解除した場合は、当社に対して契約者若しくは利用者は利用者端末設備の返還義務を負います。その場合、当社の指示に従い、10日以内に、利用者端末設備を返還していただきます。

(法令に規定する事項)

第37条 当サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第38条 当社は、当サービスの提供に関連して知り得た利用者の秘密情報又は個人情報（以下「個人情報」といいます。）を、次の各号の場合を除き、本人以外の第三者に開示又は漏洩しないものとし、かつ、当サービス提供のために必要な範囲を超えて利用しないものとします。

- (1) 当社又は当社の提携先に関する広告、宣伝その他情報提供の目的で電子メール等を送付する場合（提携先等の第三者へ

の個人情報の開示は含まないものとします。)

- (2) 個人情報を適切に管理するように契約等により義務づけた業務委託先に対し、当サービスの提供のために必要な業務を委託する目的で個人情報を提供する場合
- (3) 当サービスのサービス向上等の目的で個人情報を集計及び分析等を行う場合
- (4) 前号の集計及び分析等により得られたものを、個人を識別又は特定できない態様にて提携先等第三者に開示又は提供する場合
- (5) 個人情報の利用に関する同意を求める目的で利用者等に電子メール等を送付する場合
- (6) その他任意に利用者等の同意を得たうえで個人情報を利用する場合
- (7) 裁判所の発行する令状に基づき開示する場合その他公的機関からの要請があった場合

(合意管轄及び準拠法)

第39条 契約者若しくは利用者と当社との間における一切の訴訟については、札幌地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とし、この約款及び当サービス契約の解釈については日本法に準拠します。

(閲覧)

第40条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

附則

この約款は、2003年4月16日から実施します。

附則

この改定規定は、2005年4月11日から実施します。

附則

この改定規定は、2005年11月1日から実施します。

附則

この改定規定は、2007年7月31日から実施します。

一. 義務・規定

1. 義務・規定（契約者との契約規定）

契約者はW I C O M通信網を使用して電気通信サービスを提供する利用者に対して、以下の行為を行わせないものとします。

- (1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標登録等）その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) （詐欺、業務妨害等の）犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為
- (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (7) 当サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (8) 他人になりすまして当サービスを利用する行為（偽装するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）
- (9) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (10) 本人の同意を得ること無く不特定多数の者に対し、商業的宣伝若しくは勧誘の電子メールを営業区域から送信する行為
- (11) 本人の同意を得ること無く、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを営業区域から送信する行為
- (12) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- (13) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
- (14) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為

二. 法令に定めがある事項

2. 自営端末設備の接続

- (1) 契約者若しくは利用者は、その利用者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その利用者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第 53 条第 1 項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器（端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号）第 3 条で定める種類の端末設備の機器をいいます。以下同じとします。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア. その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ. その接続が、事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行いません。
 - ア. 事業法第 53 条第 1 項に規定する技術基準適合認定を受けた自営端末機器を接続するとき。
 - イ. 事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者若しくは利用者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者若しくは利用者は、その利用者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

3. 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、利用者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を利用者回線から取りはずしていただきます。

4. 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その利用者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その利用者回線に自営電気通信設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア. その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ. その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認可を受けたとき。当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行いません。
- (3) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (4) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。

(5) 契約者は、その利用者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

5. 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

利用者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記3（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

6. 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

三. 新聞社等の基準

7. 新聞社等の基準

区 分	基 準
1. 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2. 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3. 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

四. 通信に係わる事項

8. インタフェース

(1) W I C O M通信網サービスに係わる通信は、IEEE802.3、IEEE802.3u、IEEE802.11b、IEEE802.11g、IEEE802.11a又はIEEE802.11jに準拠するインタフェースにより行うことができます。

(2) W I C O M通信網サービスは、そのインタフェースが規定する符号伝送速度を保証しません。